



度福第 171 号

平成 28 年 9 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬 様

度会町長 中村 順



『(仮称) 宮リバー度会ソーラーパーク』事業環境影響評価方法書
に対する意見について

標題の件について、平成 28 年 9 月 9 日付けで別添写しのとおり意見を述べましたので、三重県環境影響評価条例第 9 条第 2 項の規定により送付します。

事務担当：福祉・環境課

電 話：0596-62-2424

『(仮称) 宮リバー度会ソーラーパーク』事業に係る 環境影響評価方法書に対する意見

(総括)

太陽の光エネルギーを利用した太陽光発電は、再生可能エネルギーとして近年その重要性がますます高くなっています。

しかし、本事業によって元々の地形、周辺環境が大きく変貌することにより、土石流等の災害の発生、湧水の汚染、枯渇、鳥獣被害の増加などの影響が考えられ、周辺で生活する住民の不安は大きいと思われます。地域住民や関係者等の理解が得られるよう、丁寧に対応していくことが必要であると考えます。

(個別的事項)

1 対象事業の概要

(1) 県の基準等により、適切に洪水調整及び排水計画をされたい。

P21 以降「②降水量」の項目における、年平均降水量に錯誤があると思われる。

また、P21 で当町における時間雨量の最大値を 79.0mm としているが、洪水調整及び排水計画における時間雨量等は、どの基準のどの数値を採用しているか。

(2) 本工事計画の集水区域流末には、ため池、準用河川わんだ川があり、また、付近には住宅もあるため伐採、切土、盛土による流出係数の変化が土石流、洪水などの災害の原因とならないよう適切な施設を構築すること。

(3) 工事中の交通安全に留意願いたい。特に、通学、通勤時間帯には、安全運転と地元車両の優先に留意されたい。また、工事車両が通行する際の騒音及び振動について十分な対策を行い、砂ぼこり等が発生しないようにすること。

(4) 児童・生徒の通学、通行及びスクールバス運行に支障が生じないような配慮と安全を確保すること。

(5) 工事の時間帯における開始時間は、午前 8 時以降にすること。

(6) 法面の仕上げ、法尻の構造により、洪水調整に影響が及ぶため、安定した構造はもとより、適切に処理すること。

(7) 調整池を 12 箇所設置する予定であるが、池からの流末が道路側溝の場合、側溝断面が小さい箇所があるため、側溝から水が溢れ道路へ流れ出さないような対策を講じること。

- (8) 事業区域内周辺に(準)わんだ川、(準)鮪川山川、(普)洞谷川が流れており、調整池からの排水をこれらの河川へ放流する場合、宮川までの流量計算を行うこと。
- (9) 調整池の詳細な設計は不明であるが、堤の耐震性について、今後30年以内に南海トラフ等で発生する大型地震の確率は70%程度あるため、耐震性についても十分な検討をすること。
- (10) 工事車両が町道及び農道を通行する前に、建設課及び産業振興課と立会い、舗装の状況を確認し、通行によって損傷した箇所があれば修繕すること。
- (11) 造成区域内は基本舗装しない計画であるが、大雨時の土砂流失等の対策を立てること。

2 大気環境の状況

パネル自体が高温になることにより、動植物等の生態系や周辺集落の住環境(気温)及び気象に対して、影響があるか調査すること。

3 水環境の状況

伐採等により山の保水力の低下、表面水及び地下水が変化することによる、農業用水への影響について調査すること。

4 景観

景観のフォトモンタージュについては、準備書の概要版に掲載するなど、積極的に公開し、住民の目に触れるようにすること。

5 歴史的文化的な遺産の状況

埋蔵文化財について、該当区域ではないが、事業着工後に埋蔵文化財等を発見した場合は、町教育委員会に届け出ること。

6 環境影響評価の項目

工事完成後も数年は、土砂等の流出が予想されるため、環境要素の水質における水の濁り(浮遊物質)については、環境影響評価項目として選定すること。

7 水質

- (1) 度会町東部簡易水道における棚橋取水地（浅井戸）が事業実施地の下流域に属するため、水質については濁水の調査にとどめず、町民の生活の安全確保のため厳格に評価すること。また、的確に検証するため、調査の回数を増やすこと。
- (2) 起業地の一部が度会町水道水源保護条例に規定する水道水源保護区域に該当することから、対象事業として協議に付すること。水道水源の実態を十分把握したうえで条例に規定する事業者の責務において最大限必要な措置を講じること。

8 陸生動物

陸生動物については、P58 3-1-5 及び P148 6-6 に記載されているが、当該事業区域は農業に甚大な被害を及ぼす、イノシシ、シカ、サル等の生息地域であるため、これらについて実態を調査し、獣害対策について方針を明らかにするとともに、近隣ほ場等に影響が出ないよう最大限の方策を講じること。

9 その他

- (1) 環境影響評価の実施に当たり、地域住民に不安を与えることの無いよう、寄せられた意見には十分配慮するとともに、積極的な情報公開に努めること。
- (2) 集落への環境影響（水害、砂防、山腹崩落、濁水など）に十分留意し、対策を取ったうえで事業内容を決定すること。
- (3) 土地造成、太陽光パネル設置、防災工事や沈砂池仮設などの事業計画について、準備書の段階で具体的に提示すること。
- (4) 環境保全の計画にあたっては、複数の対策を比較検討し、より環境負荷が少なく安全な措置を講じること。
- (5) 県内の山林に開発する太陽光発電施設としては最大級であり、準備書の段階で県内の類似事例を探すことは困難であると考え。調査の手法について、事例を引用する場合は、全国の事例をできるだけ収集し、予測の根拠となる事例を明記し、その妥当性が住民に理解しやすいものとする。
- (6) 環境面から、何らかの理由により事業を終了する場合は、自社の土地であっても景観を損なうため、事業者の責任と費用により、パネル等設備を速やかに撤去すること。
- (7) 住民意見と事業者の見解について、「農道鮎川下久具線を使つての運搬は行いません」とあるが、P13 図 2.3-8 では農道鮎川下久具線が通行ルートに入っているため、再度確認すること。
- (8) 保水や土砂流出の観点から、残置森林について管理の計画をたて、必要があれば事業を行うことを林地開発許可の維持管理協定に盛り込むこと。